

令和4年8月

国土交通大臣

齊藤 鉄夫 殿

燃料油価格激変緩和措置等の延長  
に関する要望書

公益社団法人全日本トラック協会

会 長 坂本 克己

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会

会 長 川鍋 一朗

公益社団法人日本バス協会

会 長 清水 一郎

自動車運送業界は、社会インフラとして、国民の命と暮らしを守り、産業経済活動を支えるために必要なエッセンシャル事業であることの使命感をもって、日夜敢行して旅客・貨物輸送を行っております。

令和4年4月の『コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」』により、軽油を使用するトラック・バス事業者を対象に、令和4年9月末までを期限として、激変緩和措置が実施されています。

また、LPガスを使用するタクシー事業者に対しては、国土交通省においてLPガスの価格高騰相当分を支援する補助事業が令和4年9月末までを期限として実施されています。

激変緩和措置等の導入は、時宜を得た適切な判断として一定の評価がされているものの、依然として燃料油価格は高止まりしている状況にあることから、激変緩和措置等の延長を強く要望いたします。加えて、今後ドライバーのための働き方改革を推進することを踏まえ、更なる財政支援の拡充を強く期待いたします。